

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 告 示 ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】

2

◇ 公 告

- 北九州市環境影響評価条例の規定による方法書等の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】

3

◇ 上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（4件）【上下水道局下水道部下水道保全課】

4

北九州市告示第440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月2日

北九州市長 武内和久

1 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
株式会社あおい薬局高須店	北九州市若松区高須西一丁目2番45号	令和7年12月1日
てらす薬局	北九州市小倉南区城野一丁目6番1号 102号	令和7年12月1日
コスモス調剤薬局陣原駅店	北九州市八幡西区陣原三丁目24番7号	令和7年12月1日

2 訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションお結び	北九州市門司区中二十町6番16号	令和7年12月1日

北九州市公告第825号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第8条第1項の規定により環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（以下これらを「方法書等」という。）の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該方法書等を縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

令和7年12月2日

北九州市長 武内和久

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社グローカル

代表取締役 奥原祥司

広島県呉市中通二丁目6番6号

2 対象事業の名称

（仮称）北九州市白島沖浮体式洋上風力発電事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号

北九州市若松区役所島郷出張所

北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

令和7年12月2日から令和8年1月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（北九州市若松区役所島郷出張所においては午前8時30分から午後5時00分まで、北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）

北九州市上下水道局告示第48号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月2日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和7年12月3日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市門司区大字伊川の一部	

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市門司区大字伊川地内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第49号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月2日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和7年12月3日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域		
北九州市小倉南区南若園町の一部		
〃 〃 大字母原の一部		
〃 〃 徳力五丁目の一部		
〃 〃 大字新道寺の一部		
〃 〃 長尾四丁目の一部		

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉南区南若園町地内、大字母原地内、徳力五丁目地内、大字新道寺地内及び長尾四丁目の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番地の3

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第50号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月2日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和7年12月3日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市若松区大字安屋の一部
〃 〃 南二島四丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市若松区大字安屋地内及び南二島四丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第51号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月2日

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和7年12月3日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市八幡西区則松五丁目の一部
〃 〃 大字則松の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西区則松五丁目地内及び大字則松地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター